

令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、座間市が物価高の影響を受けている市民生活を支援するために、市民に対して市内の登録店舗で使用可能な商品券を発行する事業の運営支援を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託

(2) 目的

座間市が物価高の影響を受けている市民生活を支援するために、市民に対して市内の登録店舗で使用可能な商品券を発行するに当たり、高度な知識、専門的技術及び経験を有する事業者に支援を得ることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年12月15日（火）まで（予定）

(4) 業務内容

「令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託仕様書」のとおり

3 予算限度額（消費税及び地方消費税含む。）

734,082,000円

※契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) かながわ電子入札共同システムで座間市の競争入札参加資格者名簿への登録がされている者であること又は現に登録されていない者で、本件契約手続き開始までに登録を行うことができる者であること。
- (2) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有していること。
- (3) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは座間市内に受任地を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税（個人事業者にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

- (6) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (7) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (9) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (10) 令和5年度以降、本件と同種の契約を地方公共団体との間で締結した実績があり、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であること。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）
 - イ 誓約書（第2号様式）
 - ウ 事業者等の概要報告書（様式任意。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの）
- (2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市総合政策部総合政策課
電話 046-252-8287
電子メール seisaku@city.zama.kanagawa.jp
- (3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。
※持参の場合は土、日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。
※電子メールの場合は、オンラインストレージを活用し、送信後に電話等で到着確認を行うこと。
- (4) 提出期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで（必着）
- (5) 参加資格要件の確認結果

令和8年2月5日（木）までにプロポーザル方式参加資格確認結果通知書を発送する。

7 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類 各6部（カ 提案書表紙を除く）

ア 業務実績書（A4、任意様式）

業務名、実施年度、自治体名、業務内容等を記載すること。

イ 実施体制（A4、任意様式）

業務責任者、担当者、役割、経歴等を記載すること。

ウ 見積書（A4、任意様式）

金額だけでなく、内容も記載すること。

エ スケジュール

「業務実施フロー」、「スケジュール」、「市と受託者の役割分担」を記載すること。

オ 提案書（A4、任意様式、10ページ以内）

法人名等が分からないようにすること。

内容は、評価基準及び仕様書に沿って作成すること。また、仕様書を補完する内容等技術的な提案があれば併せて記載すること。

カ 提案書表紙 1部（第3号様式）

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市総合政策部総合政策課

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。

※持参の場合は土、日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

※電子メールの場合は、資料は各1部とする。また、オンラインストレージを活用し、送信後に電話等で到着確認を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

8 提案書等に関する質問と回答

提案書等の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。電子メールの送信後、電話でその旨を連絡すること。

(1) 受付期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先メールアドレス

seisaku@city.zama.kanagawa.jp

(3) 回答方法

令和8年2月9日（月）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

(4) 連絡先

座間市総合政策部総合政策課 電話 046-252-8287（直通）

9 評価及び結果通知

(1) 参加資格の審査及び提案書等の確認

座間市総合政策部総合政策課が行う。

(2) 候補者の選定方法

生活応援商品券発行運営支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり審査を行い、最高点を取得した参加者を受託候補者として選定する。この場合において、最高得点取得者が同点で複数いる場合は評価項目のうち「提案書」の合計点数が高い者を上位とする。当該合計点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

ア 一次審査（参加者が3者以下の場合は省略）

評価基準のうち基本事項について評価を行い、二次審査の対象とする上位5者を上限として選定する。

イ 二次審査

一次審査を通過した参加者による提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。

a 実施予定日 令和8年2月19日（木） 時間は別途通知する

b 場所 座間市役所 会議室は別途通知する

c 時間 35分（予定） [目安：準備・説明20分、質疑応答15分]

d その他 参加者は5名以内とし、業務責任者及び担当者は必ず出席すること。

プレゼンテーションに当たり必要とする機器があるときは、参加者が用意すること。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
基本事項	実績	・商品券発行運営支援業務に十分な実績があるか	10
	体制	・業務の進行に十分な人員体制がとられており、業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか	10

		・市担当者との円滑な連絡体制が構築し、迅速な対応ができるか	
	見積書	・見積書の内容と金額（単価×数量）が適正か	5
	スケジュール	・実行可能なスケジュールが計画されているか ・業務の進捗が滞った際の対応が示されているか	5
提案書	企画提案内容	・商品券の発送に係る物品の作成・納品 ・加盟店舗の利便性（広報物、換金・清算、コーリセンター業務） ・加盟店舗を増やすための具体的手法について ・商品券の納品時期を早くするための工夫 ・利用者に対しての分かりやすさの工夫 ・その他付随する業務の提案内容	50
プレゼンテーション	説明	・提案書の説明が明確で分かりやすいか	5
	理解度	・業務責任者、担当者の業務に対する理解度が十分であるか	5
	質疑	・質問に対する回答が明確で分かりやすいか	5
	印象	・業務責任者、担当者の業務に対する意欲やコミュニケーション能力が十分であり、円滑な業務履行が期待できるか	5
		合計	100

(4) 結果通知

ア 一次審査

令和8年2月16日（月）までに参加者に一次審査結果通知書を発送する。

なお、一次審査を省略した場合は、二次審査開催通知書を発送する。

イ 二次審査

令和8年2月中旬（2月24日（火）を予定）に参加者に提案書等評価結果通知書を発送する。また、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

10 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、提案書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。なお、同条例第15条に基づき非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書(様式7)により届け出ること。
- (5) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) プロポーザル方式参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書(任意様式)を提出すること。

1 2 スケジュール

募集告知開始	令和8年1月27日(火)から
参加表明手続締切	令和8年2月3日(火)午後5時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和8年2月5日(木)まで
質問締切	令和8年2月6日(金)午後5時まで
質問回答	令和8年2月9日(月)まで
提案書等提出締切	令和8年2月12日(木)午後5時まで
一次審査結果通知書発送	令和8年2月16日(月)まで
二次審査	令和8年2月19日(木)
提案書等評価結果通知書発送	令和8年2月24日(火)を予定
契約事務手続	令和8年3月3日(火)を予定

1 3 問合せ先

座間市総合政策部総合政策課

電話 046-252-8287 (直通)

FAX 046-255-3550

メール seisaku@city.zama.kanagawa.jp

(第1号様式)

年　月　日

(宛先) 座間市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

プロポーザル方式参加表明書

次の案件のプロポーザルに参加したいので申出をします。

件名 令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託

連絡担当者 所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(第2号様式)

誓約書

年　月　日

(宛先) 座間市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託のプロポーザル参加に当たり、次の事項について誓約します。

なお、誓約事項に違反した場合は速やかに書面により報告するとともに、提案書等の提出を辞退し、提案書等を提出している場合は、提案書等の無効又は受託候補者決定の取り消しとなることについて、一切の異議申立てを行いません。

誓約事項

- 1 座間市入札参加資格を有しています。
- 2 業務を円滑、的確に遂行する十分な能力、体制を有しています。
- 3 令和5年度以降、本件と同種の契約を地方公共団体との間で締結した実績があり、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができます。
- 4 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社若しくは座間市内に受任地を有しています。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 6 法人税（個人事業者にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していません。
- 7 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていません。
- 8 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

9 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していません。

10 上記8又は9に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、座間市が神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

11 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されています。

(第3号様式)

提 案 書

年 月 日

(宛先) 座間市長

件名 令和7年度 座間市生活応援商品券発行運営支援業務委託

このことについて、提案書を提出します。

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	
FAX	